

平成二十一年二月十三日受領
答 弁 第 八 五 号

内閣衆質一七一第八五号

平成二十一年二月十三日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による更なる国際機関への拠出金放置が明らかになった件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による更なる国際機関への拠出金放置が明らかになった件に関する

再質問に対する答弁書

一について

御指摘の十の基金について、本年二月三日現在、外務本省に対して、更なる「残余金」が生じた旨の通知はない。

二について

外務省においては、担当課等において拠出後の信託基金の状況把握を確実に行うため、定期的に注意を喚起する文書を発するとともに、拠出残余金額について把握する課等を定めて情報を一元的に管理することなど、拠出残余金を早期に処理する体制を整備した。

三について

拠出残余金が早期に処理されなかった原因については、先の答弁書（平成二十年十二月二日内閣衆質一七〇第二六三号）の二についてでお答えしたとおりであるが、外務省としては、国民全体の奉仕者として、常に納税者の視点に立って誠実に業務を行うよう努めてきており、かかる状況が再発することのないよう、

抛出残余金を早期に処理する体制を整備したところである。今後、適切な処理がなされるよう徹底してまいりたい。

四及び五について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十年十二月二日内閣衆質一七〇第二六三号）の三についてで答えたとおり処分についての考えに変更はない。